

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変 更 届 出 書

令和8年9月15日

熊本県知事 様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス松橋ショッピングセンター
宇城市松橋町豊福字白毛熊1683番1 外



2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ハイパーモールメルクス松橋
下益城郡松橋町豊福字白毛熊1683番1 外

(変更後) ミスターマックス松橋ショッピングセンター
宇城市松橋町豊福字白毛熊1683番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ミスターマックス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

(変更後) 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野能章	福岡市東区松田一丁目5番7号	平成21年3月31日 退店 平成14年1月31日 退店 平成15年1月31日 退店
株式会社鮮ど市場	代表取締役 田中弘文	熊本市尾ノ上二丁目22番15号	
株式会社三城	代表取締役 加納誠治	東京都中央区日本橋室町二丁目4番2号	
セガミメディクス株式会社	代表取締役 瀬上 修	大阪市中央区南船場二丁目7-30	
株式会社ブルーグラス	代表取締役 野口禎一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1	
株式会社ワッツ	代表取締役 平岡亮三	東大阪市中鴻池二丁目1-64	

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社ミスターマックス	代表取締役 <u>佐藤昭彦</u>	福岡市東区松田一丁目5番7号	令和7年3月1日 変更
株式会社鮮ど市場	<u>代表取締役 田中敏弘</u>	熊本市尾ノ上二丁目22番15号	平成20年1月5日 変更
有限会社丸京	代表 河村輝美	熊本県宇城市松橋町松橋483	平成24年10月2日 出店
<u>株式会社ワッツ西日本販売</u>	<u>代表取締役 林田邦博</u>	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号	平成28年9月1日 変更

3 変更の年月日

- 2 (1) 平成17年9月23日
- 2 (2) 平成29年9月1日
- 2 (3) 前表のとおり

4 変更する理由

- 2 (1) 店舗名称及び所在地変更のため
- 2 (2) 会社名変更のため
- 2 (3) 小売業者の代表者変更及びテナント入れ替えのため

履歴事項全部証明書

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス

会社法人等番号	2900-01-004134	
商 号	株式会社ミスターマックス	
	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	平成29年 9月 1日変更 平成29年 9月 1日登記
本 店	福岡市東区松田一丁目5番7号	
電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 令和 4年 9月12日登記
公告をする方法	電子公告とする http://www.mrmax.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成19年 6月28日変更 平成19年 7月10日登記
	電子公告とする https://www.mrmaxhd.co.jp/ir/koukoku/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和 6年 1月31日変更 令和 6年 2月27日登記
会社成立の年月日	昭和25年12月8日	
目 的	当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 - 電気器具、情報通信機器、電子計算機器、健康関連機器、事務用機器、住宅設備機器、レコード、楽器及びこれ等に関連する物品の販売及び修理並びに加工 - 衣料品、日用雑貨品、家具、寝具、インテリア用品、化粧品、靴、履物、靴、食料品、清涼飲料水の販売及び修理並びに加工 - 玩具、文房具、書籍、事務用品、貴金属、宝石、時計、装身具、美術工芸品、眼鏡、光学機器、神仏具の販売及び修理並びに加工 - スポーツ・レジャー用品、釣具、ペット及びペット用品、建築金物、木材、度量衡器、工具、物置、門扉、フェンス、収納庫、カーポート、土木資材、建築用資材の販売及び修理並びに加工 - 医薬品・医薬部外品、医療用具、工業用・動物用・農業用薬品、毒物・劇物、塗料、飼料、肥料、園芸植物、園芸用品の販売及び修理並びに加工	

	工 6. 自動車、自動二輪車、自転車、原動機付自転車、子供用乗物及び同部品の販売、同整備点検サービス及び修理並びに加工 7. 米穀、酒類、塩、煙草、古物、切手印紙類、ガス製品、石油製品及び燃料の販売 8. 前記各商品及び関連商品の卸売、通信販売、レンタル業及び輸出入業並びに配送の業務 9. コンピューターのソフトウェアの製作及び販売並びに賃貸 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営 11. 地域開発、都市開発に関する事業並びにこれらに関するコンサルタント業務 12. 法人並びに個人の資産運用及び管理業務並びにこれらに関するコンサルタント業務 13. 宅地造成及び建築工事、電気工事の設計、監理並びに施工 14. 店舗、ショッピングセンターの保全・メンテナンス 15. 薬局、食堂、喫茶店、スポーツクラブ、音楽・絵画・料理教室、学習塾及び冠婚葬祭場の経営 16. 損害保険代理業及び生命保険の募集業務並びに旅行斡旋業 17. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介並びにクレジットカード取扱業 18. 商品券、プリペイドカードの販売 19. 有価証券に関する投資及び運用業務 20. 電力の販売 21. 前各号に掲げる事業を営む企業に関する研究、研修、広告宣伝及び印刷物の発行 22. 前各号に掲げる事業を営む企業に対する技術援助、経営指導及び投資並びに業務受託 23. 前各号に付帯する一切の業務 平成29年 9月 1日変更 平成29年 9月 1日登記
単元株式数	100株
発行可能株式総数	8000万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3961万1134株
資本金の額	金102億2973万8938円
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月 6日登記

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>平 野 能 章</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日重任
			令和 4 年 6 月 1 0 日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 野 能 章</u>	令和 5 年 5 月 2 5 日重任
			令和 5 年 6 月 1 2 日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 野 能 章</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日重任
			令和 6 年 6 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 野 能 章</u>	令和 7 年 5 月 2 2 日重任
			令和 7 年 6 月 1 2 日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 野 能 章</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
			令和 8 年 6 月 1 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 田 康 徳</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日重任
			令和 4 年 6 月 1 0 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 田 康 徳</u>	令和 5 年 5 月 2 5 日重任
			令和 5 年 6 月 1 2 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 田 康 徳</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日重任
			令和 6 年 6 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 田 康 徳</u>	令和 7 年 5 月 2 2 日重任
			令和 7 年 6 月 1 2 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 田 康 徳</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
			令和 8 年 6 月 1 5 日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>宮 崎 隆</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日就任
			令和 4 年 6 月 1 0 日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>宮 崎 隆</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日重任
			令和 6 年 6 月 6 日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>宮 崎 隆</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
			令和 8 年 6 月 1 5 日登記

<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>家 永 由 佳 里</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日就任
		令和 4 年 6 月 1 0 日登記
<u>(社外取締役)</u>	<u>家 永 由 佳 里</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日重任
		令和 6 年 6 月 6 日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>家 永 由 佳 里</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
		令和 8 年 6 月 1 5 日登記
<u>(社外取締役)</u>	<u>西 村 豊</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日就任
		令和 4 年 6 月 1 0 日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>西 村 豊</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日重任
		令和 6 年 6 月 6 日登記
<u>(社外取締役)</u>	<u>西 村 豊</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
		令和 8 年 6 月 1 5 日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>工 藤 雅 春</u>	令和 4 年 5 月 2 6 日就任
		令和 4 年 6 月 1 0 日登記
<u>(社外取締役)</u>	<u>工 藤 雅 春</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日退任
		令和 6 年 6 月 6 日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>岡 部 麻 子</u>	令和 6 年 5 月 2 3 日就任
		令和 6 年 6 月 6 日登記
<u>(社外取締役)</u>	<u>岡 部 麻 子</u>	令和 8 年 5 月 2 1 日重任
		令和 8 年 6 月 1 5 日登記

	東京都港区元麻布三丁目12番7-502号 代表取締役 平野能章	令和 4年 5月26日重任 令和 4年 6月10日登記
	東京都港区元麻布三丁目12番7-502号 代表取締役 平野能章	令和 5年 5月25日重任 令和 5年 6月12日登記
	東京都港区元麻布三丁目12番7-502号 代表取締役 平野能章	令和 6年 5月23日重任 令和 6年 6月 6日登記
	東京都港区 代表取締役 平野能章	令和 6年12月 4日住所 移転 令和 6年12月27日登記
	東京都港区 代表取締役 平野能章	令和 7年 5月22日重任 令和 7年 6月12日登記
	東京都港区 代表取締役 平野能章	令和 8年 5月21日重任 令和 8年 6月15日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 4年 5月26日重任 令和 4年 6月10日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 5年 5月25日重任 令和 5年 6月12日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 6年 5月23日重任 令和 6年 6月 6日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 7年 5月22日重任 令和 7年 6月12日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 8年 5月21日重任 令和 8年 6月15日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 令和 4年 5月26日変更 令和 4年 6月10日登記

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。 令和 4年 5月26日変更 令和 4年 6月10日登記
新株予約権	株式会社Mr Max第1回新株予約権 新株予約権の数 5000個（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 50万株 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 （1）金3万5500円（新株予約権1個当たり） （2）当社の普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。 新株予約権を行使することができる期間 平成17年7月1日から平成19年6月29日まで。 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） （1）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。 （2）新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は認めない。 （3）権利行使に先立つ3連続取引日において東証の終値が500円以上であることを権利行使条件とする。 （4）その他の権利行使の条件は、取締役会決議により決定する。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 （1）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 （2）新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 平成15年11月21日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 令和 4年 5月26日設定 令和 4年 6月10日登記

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 令和 4年 5月26日設定 令和 4年 6月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月13日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成 9年11月20日移記



COPY

COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(福岡法務局管轄)

令和 8年 9月11日
熊本地方法務局
登記官

向 井 英 美 子

